

議案第1号

日進市森林環境譲与税基金条例の制定について

日進市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月25日提出

日進市長 萩野幸三

1 提案理由

この案を提出するのは、森林環境譲与税の創設に伴い当該譲与税を基金として積み立て、適正に管理し、及び運用するため、日進市森林環境譲与税基金条例を制定する必要があるからであります。

2 制定内容

基金の積立て、管理、処分等について定める。

日進市森林環境譲与税基金条例

平成 年 月 日
条 例 第 号

(設置)

第1条 森林整備及びその促進に必要な経費の財源に充てるため、日進市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、日進市一般会計歳入歳出予算で定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、日進市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、森林整備及びその促進に必要な経費の財源に充てる必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。